

特定非営利活動法人（NPO法人）
日本ポータージ協会
支部援助費の支給に関する規約

支部の事業計画の中で、特に協会からの資金援助にふさわしい事業にかかる費用の一部を援助する。理事会において審査し、決定する。

1、対象となる支部

「日本ポータージ協会支部に関する規約」によって認められかつ支部規約第3条に基づいて「ポータージ相談活動資金」の納入があること原則とする。

2、対象となる事業

*支部結成初年度の援助費

*キャンプやクリスマス会等の年中行事（キャンプ場使用料や会場費など）

*勉強会や講演会開催（講師謝礼など）

*支部便りや文集の作成（印刷費など）

*ポータージ指導に必要な教材費

注）上記各種行事の際の飲食費、個人へのプレゼント、菓子、花束等の費用、相談料の一部負担や相談員の交通費は対象としない。

3、申請書の提出

援助を受けたい事業の内容、見積もり、必要金額などを所定の用紙に具体的に記入して、期日までに協会事務局に提出する。

4、報告書の提出

援助を受けた事業を実施した年度末までに、事業内容を記入した支部援助費収支報告書を協会事務局に提出する。

報告書については所定の用紙に事業内容と支出内容を明記し、領収証のコピーを添付すること。

5、当該事業変更の際は書面にて協会事務局に届け出ること。

協会が審査し、承認する。

6、支部援助費の金額は年度ごとの予算と申請状況によって決定する。

援助費は支部当該事業経費の5割を支給対象とし、2万円を上限とする。

平成9年4月改定
平成13年11月改定
平成15年5月17日改定
平成21年3月26日改定
平成26年6月14日改定
平成30年6月17日改定